

養育費の取決めに関する 公正証書の作成費用等を助成します

養育費とは子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な費用です。
子どもの健やかな成長を支えるために、養育費の取決めを行いましょう。

■ 対象者（以下のすべてにあてはまる方） ※令和6年4月1日以降に作成したものが対象です

- 世田谷区にお住まいの方
- ひとり親の方または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方
- 公正証書等の債務名義作成にかかる費用を負担した方（公正証書は強制執行認諾条項付きに限る）
- 同一の事案（同じ内容の取決め）について他の自治体から助成等を受けていない方

■ 対象費用・助成上限

取決め方法	対象費用 ※養育費の取決めにかかった費用に限ります	助成上限額
公正証書	公証役場に支払った公証人手数料	43,000円
家庭裁判所の 調停・裁判	調停手続き、裁判に要した以下の費用 ・収入印紙代 ・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）等の添付書類取得費用 ・裁判所からの連絡用郵便切手代	

■ 申請の流れ

1. 申請書類の提出 下記のいずれかの方法で申請書類を提出してください。

- 窓口申請（要事前予約） ※「窓口の来所予約」や「申請書類の提出」の電子申請手続きは区ホームページ（裏面参照）よりお進みください。
- 郵送申請
- インターネットによる電子申請

▶▶申請に必要な添付書類

<共通の添付書類等>

- 子どもの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- 世帯全員の住民票の写し
- 振込先に指定する口座の情報がわかる書類

<公正証書の添付書類>

- 公正証書（強制執行認諾条項付きに限る）
- 公証人手数料の領収書

<調停・裁判の添付書類>

- 裁判所の調停調書や判決書など
- 収入印紙代の領収書またはレシート
- 添付書類取得代の領収書またはレシート
- 連絡用の郵便切手代の領収書またはレシート

▶▶申請時の注意点

- 窓口に来所し申請される場合は、電話または電子申請により事前予約をしたうえで、お越しくください。
- 郵送申請の場合、簡易書留郵便でお送りください。なお、郵便事故による紛失・不着等について区では一切責任を負いません（窓口申請や電子申請を推奨します）。
- 申請は公正証書等を作成してから**6か月以内**におこなってください。
- ※その他、区ホームページに書類提出の方法などを記載しておりますのでご覧ください。

2. 決定通知の受取 助成の可否や助成決定額について通知を郵送します。

決定通知を郵送いたします。お受取りいただき、内容をご確認ください。
※助成のお振込みには、区が申請を受けてから2週間～1か月程度かかります。

養育費の取決めには、様々な方法があります。
取決め方法はそれぞれメリット・デメリットなどもありますので、ご自身や相手方の状況に応じた方法で養育費についての取決めをおこなってください。
なお、本事業の助成対象となる取決め方法について簡単にご紹介いたします。

《公正証書》

公証人法の規定により法務大臣に任命された公証人が作成する公文書のことです。
取決めを行う双方が公証役場に行き、双方で合意した内容を書面にします。強制執行
認諾文言（条項・約款）があれば、養育費が不払いの場合は強制執行ができます。

《家庭裁判所の調停・審判》

調停委員会が双方の仲介をして話し合いをまとめ、書面にします。
話し合いがつかずに調停が成立しない場合は、審判に移行し裁判所が相当と認める養育
費について決定します。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

《家庭裁判所の裁判》

離婚を求める訴訟の中で、離婚と同時に養育費についても判決で決めてもらうことが
できます。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。

養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成事業の問合せ・申請先

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援

世田谷区世田谷4-21-27（世田谷区役所 第1庁舎）電話：03-5432-2569 / FAX：03-5432-3081

※令和6年4月30日に世田谷区世田谷4-22-33（世田谷区役所 西棟）に移転します。

区ホームページはこちら ▶▶▶
（養育費の取決めに関する
公正証書作成等費用助成事業）



養育費などに関するお悩み・ご相談がある方へ

▶▶養育費相談会



- ・年6回、土曜日または日曜日に相談会を開催しています。
養育費について個別の相談を希望される方はご参加ください。
 - ・詳細は区ホームページの「養育費相談会ページ」よりご覧ください
- ◀ 区ホームページ（養育費相談会）

▶▶離婚前後の親支援講座

- ・年3回、講座を開催しています。お子さんやご自身のメンタルケアや
養育費・親子交流などの離婚時に取り決めておきたいことを講師がお話します。
- ・詳細は区ホームページよりご覧ください。

区ホームページ（離婚前後の親支援講座）▶

